



文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

13

亥

前大津宰判殿敷村の「いのこ」（「防長風土注進案」）

いのしし

いのこ（亥の子・玄猪）とイノシシ

いのこ（亥の子・玄猪）は、旧暦10月（亥の月）の最初の亥の日に行われる行事をいいます。

主に西日本でみられ、内容は、亥の子餅を作って食べる、万病除去・子孫繁栄を祈る、子供たちが地区の家の前で歌を歌いながら地面を搗（つ）いて回る、などがあります。山口県域でもさかんに行われていました。

上の絵は、江戸時代後期の殿敷村のいのこの様子をよく伝えています。右の石が「いのこ石」で、輪に綱をたくさん付けて子供たちが調子をそろえてはね上げ、地面を搗いています。

「亥の神」は(1)農神であると同時に、(2)猪を多産の象徴として子孫繁栄の神でもありました。「防長風土注進案」から、それぞれの例をあげてみましょう。

(1)農神は3月節句から10月亥の子の日までは田畠におられ、その日から翌年3月の節句までは屋内にとどまれる（徳地宰判堀村）。（だから）10月亥の日は大根畑に出て

はいけない（熊毛宰判三丘之内小松原村）。また、亥の子の日に餅を搗くのは一般的ですが、新米で餅を搗き、神に供える例（前大津宰判真木村）もあります。

(2)いのこ行事に子孫繁栄の祈りが込められた行事であることは、嫁を迎えた家の前ではいのこをたくさん搗く例（吉田宰判今浦御開作）や、子供たちの「いのこ歌」の内容にうかがうことができます（裏面参照）。

10月は「神無月」ですので神社の行事は少ないのですが、この「亥の神」は村にとどまり、人々の身近な祈りに応えていたのでしょう。

一方で、イノシシは害獣として人々を苦しめる存在でした。村が害獣駆除のために鉄砲を所持していた例（徳地宰判柚木村・三谷村）もあるほどです。夜通し小屋に籠もり（奥阿武宰判徳佐村）、かがり火をたいて鳴子を引く（前出柚木村）など、大きな苦勞でした。

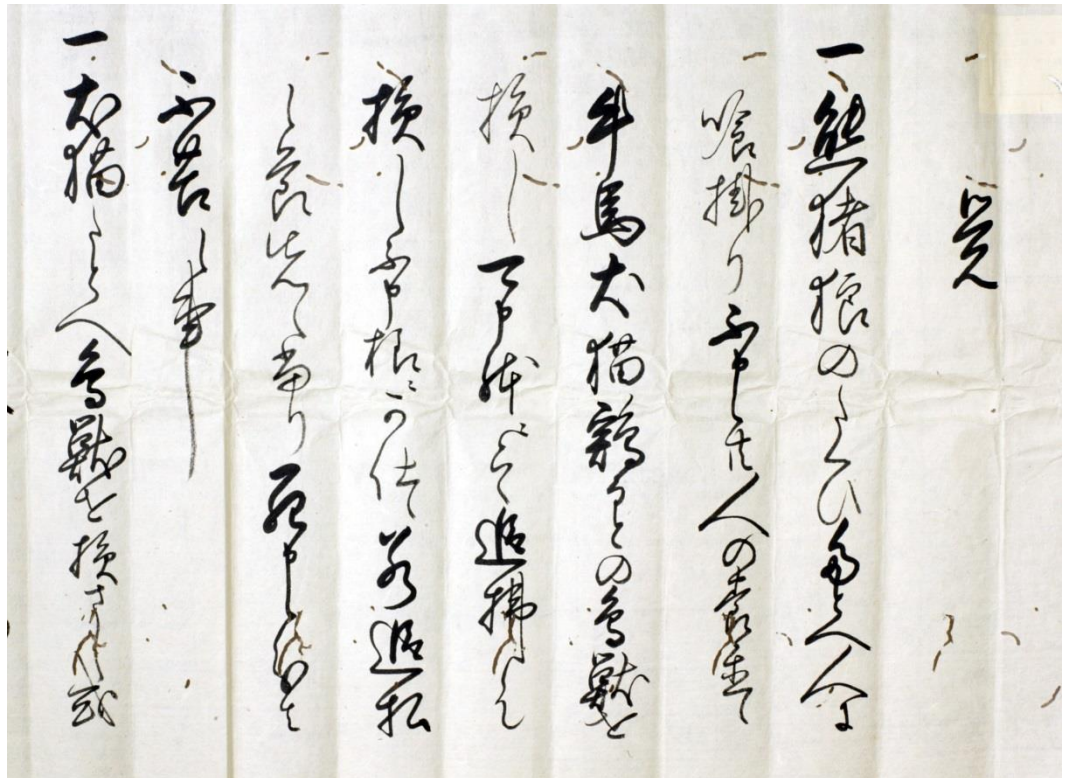


前大津宰判殿敷村の「いのこ石」
（「防長風土注進案」）

殿敷村（前大津宰判）の「いのこ歌」

「何かしどのおまひまふす（某殿お見舞い申す）、
 今宵は亥の子 いのこ餅をつ（搗）かんものは
 鬼をうめ 蛇をうめ 角のはへた子をうめ、
 一ツ二ツ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツ十ヨ、
 十でとつくりおさめた」（「防長風土注進案」）

【生類憐みの令覚】



覚

一 熊猪狼のたぐひ、たとへ人に（類）、たとへ人に（例え）
 喰掛り申さず候とも、人の養い置き候
 牛馬犬猫鶏などの鳥獸を
 損じ申すべき体に候はば、追払候て、
 損じ申さざるように仕るべく候。（もし） 若 追払
 候節、先へ当り、死に申分は
 苦しからず候事

「生類憐みの令」に関する「覚」

（毛利家文庫 第五分冊八法制五二）

徳川綱吉による、いわゆる「生類憐れみの令」は一連の法令の総称です。これらの法令は、獸害に悩む農村の人々にとつても重大な問題だったと思われます。この「覚」は、「熊・猪・狼のような害獸が人間の飼っている牛馬・犬猫・鶏を害しようとした場合は、傷つけないように追い払え」とあるように、保護の対象はすべての獸類、さらには魚類・貝類・虫類などの生き物、また人の捨子にまで及んでいました。